

<行動計画>

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～令和4年7月31日までの3年4か月間
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知をします。

<対策>

- 平成31年4月1日～ 対象になる従業員にパンフレット等を使用しての制度の説明と手続きの代行

目標2：妊娠中、休業中及び復職後の女性職員のための相談窓口を設置します。

<対策>

- 平成31年4月～ 相談担当者の選定
- 平成31年4月～ 窓口の設置、制度の周知

目標3：育児休業を取得しやすく、職場復帰をスムーズに行うための制度設備

<対策>

- 平成31年4月～ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、体制の見直し
- 平成31年4月～ 就業規則及び育児・介護休業規程の整備
- 平成31年4月～ 従業員への周知

<メッセージ>

妊娠、出産は個人にとって考え方やライフスタイルを大きく変えるイベントです。それ故に大きな喜びとワクワク感の中に、「働くこととの両立」という不安が少なからずあるのは皆さん共通の想いです。当社の従業員及びその家族が、この大きなイベントの際に、安心して計画的に生活できるよう、男女問わず利用可能な制度を充実・周知させて参ります。また、従業員同士の育児に関する情報共有の場を設ける他、全体的に相互扶助の社風づくりを行います。